

熊本県公報

号外 第 28 号の 2
平成 20 年 7 月 4 日 (金)
(毎週 月・水・金発行)

目 次

- 規 則
 ○熊本県税条例施行規則の一部を改正する規則 …………… (税 務 課) 1

規 則

熊本県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成 20 年 7 月 4 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県規則第 46 号

熊本県税条例施行規則の一部を改正する規則
 熊本県税条例施行規則（昭和 30 年熊本県規則第 4 号）の一部を次のように改正する。
 目次中「第 19 条の 4」を「第 19 条の 3 の 5」に改める。
 第 2 章第 1 節中第 19 条の 4 の前に次の 4 条を加える。
 （控除対象寄附金の指定）
 第 19 条の 3 の 5 条例第 30 条第 4 号の規定による指定を受けようとする者（以下この条において「寄附金募集者」という。）は、控除対象寄附金指定申請書（別記第 28 号の 5 様式。以下この条において「申請書」という。）を知事に提出しなければならない。
 2 前項の申請書には、次表の左欄に掲げる申請の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる書類を添付しなければならない。

申請の区分	書 類
(1) 所得税法(昭和 40 年法律第 33 号) 第 78 条第 2 項第 2 号に規定する財務大臣が指定した寄附金に係る申請	ア 所得税法施行令(昭和 40 年政令第 96 号) 第 216 条第 2 項に規定する財務大臣の告示の写し イ 寄附金募集者の行う事業の内容及び寄附金の使途を記載した書類 ウ 寄附金の募集の目的及び目標額並びにその募集の区域及び対象を記載した書類 エ その他当該寄附金の本県における教育又は科学の振興、文化の向上、社会福祉への貢献その他公益の増進に著しく寄与する状況（以下この項及び第 19 条の 3 の 7 において「公益寄与状況」という。）を説明するために参考となる書類
(2) 所得税法第 78 条第 2 項第 3 号に規定する寄附金に係る申請	ア 寄附金募集者が所得税法施行令第 217 条第 1 号の 2 に掲げる法人に該当する場合には、地方独立行政法人法(平成 15 年法律第 118 号) 第 6 条第 3 項に規定する設立団体のその旨を証する書類（申請書を提出する日以前 5 年以内に発行されたものに限る。）の写し イ 寄附金募集者が所得税法施行令第 217 条第 4 号に掲げる法人に該当する場合には、私立学校法(昭和 24 年法律第 270 号) 第 4 条に規定する所轄庁のその旨を証する書類（申請書を提出する日以前 5 年以内に発行されたものに限る。）の写し ウ 寄附金募集者が所得税法施行令第 217 条第 3 号、第 5 号及び第 6 号に該当する場合には、当該寄附金募集者の登記事項証明書 エ 寄附金募集者の定款又は寄附行為 オ 寄附金募集者の申請の日を含む事業年度の事業計画書及び収支予算書 カ 寄附金募集者の申請の日を含む事業年度開始の前日 1 年以内に開始する事業年度の事業報告書及び収支決算書

	キ その他当該寄附金の公益寄与状況を説明するために参考となる書類
(3) 所得税法第 78 条第 3 項の規定により特定寄附金とみなされる特定公益信託の信託財産とするために支出した金銭に係る申請	ア 所得税法施行令第 217 条の 2 第 3 項に規定する主務大臣の認定に係る書類（当該書類に記載されている当該認定の日が申請書を提出する日以前 5 年内であるものに限る。）の写し イ 当該特定公益信託の信託行為 ウ 当該特定公益信託の事業計画書及び収支予算書 エ その他当該支出した金銭の公益寄与状況を説明するために参考となる書類
(4) 租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）第 41 条の 18 の 3 の規定により特定寄附金とみなされる認定特定非営利活動法人に対する寄附に係る支出金に係る申請	ア 租税特別措置法第 66 条の 11 の 2 第 7 項に規定する国税庁長官の認定に係る通知の写し イ 寄附金募集者の定款 ウ 寄附金募集者の申請の日を含む事業年度の事業計画書及び収支予算書 エ 寄附金募集者の申請の日を含む事業年度開始の前日 1 年以内に開始する事業年度の事業報告書及び収支決算書 オ その他当該寄附に係る支出金の公益寄与状況を説明するために参考となる書類

- 3 条例第 30 条第 4 号の知事が指定した寄附金（以下「控除対象寄附金」という。）に係る指定の有効期間は、当該指定の日が属する年及びこれに引き続く 4 年間の期間（所得税法第 78 条第 2 項第 2 号及び第 3 号に掲げる寄附金（同条第 3 項及び租税特別措置法第 41 条の 18 の 3 の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。以下「財務大臣指定等寄附金」という。）である期間に限る。）とする。
- 4 知事は、控除対象寄附金を指定したときは控除対象寄附金指定通知書（別記第 28 号の 6 様式）を、控除対象寄附金の指定をしなかったときは控除対象寄附金不指定通知書（別記第 28 号の 7 様式）を寄附金募集者に交付するものとする。
- 5 知事は、控除対象寄附金を指定したときは、その旨及び次に掲げる事項を告示するものとする。
- (1) 指定年月日
 - (2) 控除対象寄附金の名称
 - (3) 控除対象寄附金に係る寄附金募集者（以下「被指定募集者」という。）の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
 - (4) 控除対象寄附金の指定の有効期間（控除対象寄附金に係る変更等の届出）
- 第 19 条の 3 の 6 被指定募集者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかにその事実を証明する書類を添えて、その旨を知事に届け出なければならない。
- (1) 前条第 5 項第 2 号又は第 3 号に掲げる事項に変更があったとき。
 - (2) 控除対象寄附金が財務大臣指定等寄附金に該当しなくなったとき。
- 2 知事は、前項第 1 号の変更の届出があったときは、その旨を告示するものとする。（指定期間中の報告）
- 第 19 条の 3 の 7 第 19 条の 3 の 5 第 3 項に規定する指定の有効期間が 1 年を超える控除対象寄附金に係る被指定募集者は、当該指定の有効期間中において、各事業年度終了後 4 か月以内に事業報告書、収支決算書その他当該寄附金の公益寄与状況を説明するために参考となる書類を知事に提出しなければならない。（控除対象寄附金の指定の失効及び取消し）
- 第 19 条の 3 の 8 控除対象寄附金の指定は、その有効期間が満了したとき、次項の規定により取り消されたとき、又は控除対象寄附金が財務大臣指定等寄附金に該当しなくなったときは、その効力を失う。
- 2 知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該控除対象寄附金の指定を取り消すものとする。
- (1) 被指定募集者が正当な理由なく前条の報告を行わなかったとき。
 - (2) 控除対象寄附金が前条の報告等により本県における教育又は科学の振興、文化の向上、社会福祉への貢献その他公益の増進に著しく寄与する寄附金に該当しないことが明らかになったとき。
 - (3) 被指定募集者が偽りその他不正の手段により控除対象寄附金の指定を受けたとき。
- 3 知事は、前項の規定により控除対象寄附金の指定を取り消したときは、控除対象寄附金指定取消通知書（別記第 28 号の 8 様式）を被指定募集者に交付するとともに、その旨を告示するものとする。
- 4 知事は、控除対象寄附金が財務大臣指定等寄附金に該当しなくなったときは、その旨を告示するものとする。
- 第 19 条の 7 第 2 項中「（昭和 40 年法律第 33 号）」を削る。
別記第 1 号の 4 様式を次のように改める。

別記第1号の4様式（第2条関係）

高道府県コード 430005		法人 熊本市 領収証書 県税	
熊本 県 加 入 者			
所在地及び法人名			
様			
レイアウトID	収支	システム	納税者番号
測定年度			
課税区分			
税目			
事業年度若しくは連結事業年度又は計算期間			
申告区分			
から			
まで			
中予備修正決定の（ ）			
間定修正決定の（ ）			
法人税割額	0.1		
均等割額	0.2		
延滞金	0.3		
計	0.4		
所得割額	0.5		
付加価値割額	0.6		
資本割額	0.7		
収入割額	0.8		
地方法人特別税割額	0.9		
計 (05~09)	1.0		
延滞金	1.1		
過少申告加算金	1.2		
不申告加算金	1.3		
重加算金	1.4		
計 (10~14)	1.5		
合計額	1.6		
納期限	年 月 日		
課税所管	領収日付印		
上記のとおり領収しました。(納税者保管)			

高道府県コード 430005		法人 熊本市 納付書 県税	
熊本 県 加 入 者			
所在地及び法人名			
様			
レイアウトID	収支	システム	納税者番号
測定年度			
課税区分			
税目			
事業年度若しくは連結事業年度又は計算期間			
申告区分			
から			
まで			
中予備修正決定の（ ）			
間定修正決定の（ ）			
法人税割額	0.1		
均等割額	0.2		
延滞金	0.3		
計	0.4		
所得割額	0.5		
付加価値割額	0.6		
資本割額	0.7		
収入割額	0.8		
地方法人特別税割額	0.9		
計 (05~09)	1.0		
延滞金	1.1		
過少申告加算金	1.2		
不申告加算金	1.3		
重加算金	1.4		
計 (10~14)	1.5		
合計額	1.6		
納期限	年 月 日		
課税所管	領収日付印		
日計	円		
上記のとおり納付します。(金融機関又は郵便局保管)			

高道府県コード 430005		法人 熊本市 領収済通知書 県税	
熊本 県 加 入 者			
所在地及び法人名			
様			
レイアウトID	収支	システム	納税者番号
測定年度			
課税区分			
税目			
事業年度若しくは連結事業年度又は計算期間			
申告区分			
から			
まで			
中予備修正決定の（ ）			
間定修正決定の（ ）			
法人税割額	0.1		
均等割額	0.2		
延滞金	0.3		
計	0.4		
所得割額	0.5		
付加価値割額	0.6		
資本割額	0.7		
収入割額	0.8		
地方法人特別税割額	0.9		
計 (05~09)	1.0		
延滞金	1.1		
過少申告加算金	1.2		
不申告加算金	1.3		
重加算金	1.4		
計 (10~14)	1.5		
合計額	1.6		
納期限	年 月 日		
課税所管	領収日付印		
指定金融機関	取りまとめ局		
上記のとおり通知します。(取りまとめ局→郵便銀行本店・公務局)			

別記第28号の4様式の次に次の4様式を加える。

別記第 28 号の 5 様式（第 19 条の 3 の 5 関係）

控除対象寄附金指定申請書

年 月 日

熊本県知事 様

申請者（法人、団体又は特定公益信託の受託者）

所在地

名 称

代表者

熊本県税条例第 30 条第 4 号の指定を受けたいので、熊本県税条例施行規則第 19 条の 3 の 5 第 1 項の規定により下記のとおり申請します。

記

1 指定を受けようとする寄附金（特定公益信託へ支出した金銭）の名称

2 指定を受けようとする期間

3 添付書類

4 連絡先（所在地・電話番号・担当者氏名）

（備考）

熊本県税条例施行規則第 19 条の 3 の 5 第 2 項に掲げる書類を併せて提出してください。

別記第28号の6様式（第19条の3の5関係）

控除対象寄附金指定通知書

第 号
年 月 日

所在地
名 称
代表者

様

熊本県知事

印

年 月 日付けで申請のあった寄附金については、熊本県税条例第30条第4号の寄附金として下記のとおり指定しましたので、熊本県税条例施行規則第19条の3の5第4項の規定により通知します。

記

1 指定した寄附金（特定公益信託へ支出した金銭）の名称

2 指定の有効期間

別記第28号の7様式（第19条の3の5関係）

控除対象寄附金不指定通知書

第 号
年 月 日

所在地
名 称
代表者

様

熊本県知事

印

年 月 日付けで申請のあった寄附金については、下記の理由により熊本県税条例第30条第4号の寄附金として指定しませんので、熊本県税条例施行規則第19条の3の5第4項の規定により通知します。

記

1 指定しなかった寄附金（特定公益信託へ支出した金銭）の名称

2 指定しなかった理由

教 示

- 1 この処分について不服があるときは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条の規定により熊本県知事に対して異議申立てをすることができます。
- 2 この処分の取消しの訴えは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、熊本県を被告として（熊本県知事が被告の代表者となります。）提起することができます。ただし、異議申立てをした場合には、この処分の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければならないこととされています。

別記第28号の8様式（第19条の3の8関係）

控除対象寄附金指定取消通知書

第 号
年 月 日所在地
名 称
代表者

様

熊本県知事

印

年 月 日付け 第 号で熊本県税条例第30条第4号の寄附金として指定した寄附金については、下記のとおりその指定を取り消しましたので、熊本県税条例施行規則第19条の3の8第2項の規定により通知します。

記

- 1 指定を取り消した寄附金（特定公益信託へ支出した金銭）の名称
- 2 指定を取り消した理由

教 示

- 1 この処分について不服があるときは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条の規定により熊本県知事に対して異議申立てをすることができます。
- 2 この処分の取消しの訴えは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、熊本県を被告として(熊本県知事が被告の代表者となります。)提起することができます。ただし、異議申立てをした場合には、この処分の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければならないこととされています。

備考 聴聞の通知を熊本県行政手続条例第15条第1項に規定する方法により行い、かつ、被処分者が聴聞の期日に出頭したときは、教示第1項の規定並びに教示第2項の項番号及び同項ただし書を抹消して使用すること。

別記第 29 号の 4 様式（裏）中「第 37 条の 3」を「第 37 条の 4」に改める。
 別記第 30 号の 3 様式（表）中「登記済証（権利書）、登記事項証明書、売買契約書等」を「建物登記事項証明書等」に、「（1）に加え、住民票の写し等」を「この申告書に必要な事項を記載の上、その申告事項が事実であることを証するに足る書類（上記（1）の書類のほか住民票の写し等）」に、「売買予約書等」を「申告事項が事実であることを証するに足る書類（売買予約書等）」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、別記第 1 号の 4 様式の改正規定及び附則第 2 項の規定は平成 20 年 10 月 1 日から、目次の改正規定、第 19 条の 4 の前に 4 条を加える改正規定、第 19 条の 7 第 2 項の改正規定、別記第 28 号の 4 様式の次に 4 様式を加える改正規定及び別記第 29 号の 4 様式の改正規定並びに附則第 3 項の規定は平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

（法人の事業税等に関する規定の適用）

2 改正後の熊本県税条例施行規則別記第 1 号の 4 様式の規定は、平成 20 年 10 月 1 日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税及び同日以後の解散による清算所得に対する法人の事業税並びにこれらと併せて賦課され又は申告される地方法人特別税について適用し、同日前に開始した事業年度に係る法人の事業税及び同日前の解散による清算所得に対する事業税については、なお従前の例による。

（控除対象寄附金の指定に関する経過措置）

3 平成 21 年度から平成 26 年度までの各年度分の個人の県民税についての新規則第 19 条の 3 の 5 の規定の適用については、第 2 項の表（2）中

「キ その他当該寄附金の公益寄与状況を説明するために参考となる書類

とあるのは

「キ その他当該寄附金の公益寄与状況を説明するために参考となる書類

ク 寄附金募集者が所得税法施行令の一部を改正する政令（平成 20 年政令第 155 号）附則第 13 条第 2 項の規定によりなおその効力を有することとされる同令の規定による改正前の所得税法施行令第 217 条第 1 項第 3 号に掲げる法人に該当する場合には、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 18 年法律第 50 号）第 38 条の規定による改正前の民法第 34 条に規定する主務官庁のその旨を証する書類（申請書を提出する日以前 2 年以内に発行されたものに限る。）の写しで当該書類に記載されている同号の認定の日が当該提出する日以前 2 年（同号ハに掲げる法人にあっては、5 年）内であるもの

と、同項の表中

<p>(4) 租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）第 41 条の 18 の 3 の規定により特定寄附金とみなされる認定特定非営利活動法人に対する寄附に係る支出金に係る申請</p>	<p>ア 租税特別措置法第 66 条の 11 の 2 第 7 項に規定する国税庁長官の認定に係る通知の写し イ 寄附金募集者の定款 ウ 寄附金募集者の申請の日を含む事業年度の事業計画書及び収支予算書 エ 寄附金募集者の申請の日を含む事業年度開始の日前 1 年以内に開始する事業年度の事業報告書及び収支決算書 オ その他当該寄附に係る支出金の公益寄与状況を説明するために参考となる書類</p>
---	---

とあるのは

<p>(4) 租税特別措置法（昭和 32 年法律第</p>	<p>ア 租税特別措置法第 66 条の 11 の 2 第 7 項に規定する国税庁長官の認定に係る通知の写し</p>
-------------------------------	---

<p>26 号) 第 41 条の 18 の 3 の規定により特定寄附金とみなされる認定特定非営利活動法人に対する寄附に係る支出金に係る申請</p>	<p>イ 寄附金募集者の定款 ウ 寄附金募集者の申請の日を含む事業年度の事業計画書及び収支予算書 エ 寄附金募集者の申請の日を含む事業年度開始の日前 1 年以内に開始する事業年度の事業報告書及び収支決算書 オ その他当該寄附に係る支出金の公益寄与状況を説明するために参考となる書類</p>
<p>(5) 所得税法等の一部を改正する法律(平成 20 年法律第 23 号)附則第 55 号の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第 8 条の規定による改正前の租税特別措置法(以下この表及び次項において「旧租税特別措置法」という。)第 41 条の 18 の 2 第 1 項の規定により特定寄附金とみなされる特定地域雇用等促進法人に対する寄附金に係る申請</p>	<p>ア 旧租税特別措置法第 41 条の 18 の 2 第 1 項に規定する認定地方公共団体の寄附金募集者が特定地域雇用等促進法人に該当する旨を証する書類(当該認定地方公共団体が認定を受けた地域再生法(平成 17 年法律第 24 号)第 8 条第 1 項に規定する認定地域再生計画(当該特定地域雇用等促進法人に係る認定地域再生計画に限る。)の区域の記載のあるものに限る。)の写し イ その他当該寄附金の公益寄与状況を説明するために参考となる書類</p>

と、同条第 3 項中「第 41 条の 18 の 3」とあるのは「第 41 条の 18 の 3 並びに旧租税特別措置法第 41 条の 18 の 2 第 1 項」とする。

